

公益社団法人山口県看護協会支部運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、公益社団法人山口県看護協会（以下、「本会」という。）の定款第3条に定める目的に沿い、地域に密着した事業等を展開するために設置する支部の活動を円滑かつ効果的に遂行するための支部運営の要領を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 支部事務所は、支部長の定めるところによる。

(事 業)

第3条 支部は、本会の目的を達成するために、定款第2章第4条に定める8事業の内、次の事業を行うものとする。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 地域ケアサービスの実施及び促進並びに公衆衛生の普及指導等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (4) 会員の福祉及び相互扶助に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 支部会員

(支部会員)

第4条 定款細則第51条に定める各支部区域内に在住又は勤務する本会の正会員を、当該支部の支部会員とする。

第3章 支部役員

(支部役員)

第5条 各支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 2名以内
 - (3) 幹事 8名以内
- 2 支部役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 支部長 支部を代表し、支部運営を統括する。
 - (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 幹事 支部長の命を受け、支部運営に関する事項を分担執行する。

(選 任)

- 第6条 支部長は、理事会において選任された当該支部にかかる地区理事をもってあ
てる。
- 2 支部長以外の支部役員は、支部推薦委員会が支部会員の中から推薦し、支部集会に
おいて選任する。
- 3 支部長は、支部長を含め前項により選任された支部役員の名簿を作成し、支部集会
終了後、すみやかに会長に届け出なければならない。

(任期及び支部役員改選)

- 第7条 支部役員の任期は2年とし、半数を奇数年次（西暦）、残り半数は偶数年次（西
暦）に改選する。但し、再選を妨げない。
- 2 支部長以外の支部役員が任期中やむを得ず交替したときは、後任を支部役員会で選
任することができる。ただし、後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。後任を
選任した場合には、ただちに会長に届け出るものとする。

第4章 支部集会

(支部集会)

- 第8条 支部は、支部集会を開催する。
- 2 支部集会における議決権は、支部会員1名につき1個とする。

(開催及び招集)

- 第9条 支部集会は、定期支部集会として毎年7月に開催する。ただし、特別の事情が
ある場合は、会長の承認を経て変更することができる。
- 2 支部集会は、定期支部集会のほか、必要に応じて臨時に支部集会を開催することが
できる。
- 3 支部集会は、支部長が招集する。ただし、支部長に事故があるときは、副支部長が
招集する。

4 支部集会を招集するには、支部会員に対して開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第10条 支部集会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長に事故があるときは、副支部長が議長となる。

(定足数)

第11条 支部集会は、支部会員の過半数の出席をもって成立する。

2 前項の場合において、以下の方法による議決権の行使があった場合には、出席したもののみなし、議決権の数に算入するものとする。

(1) 代理人による議決権の行使

(2) 書面（電磁的方法を含む）による議決権の行使

(決議及び報告)

第12条 支部集会は、以下の事項を決議する。

(1) 代議員の選出に関する事項

(2) 定款細則第42条第1項の規定により設置された推薦委員会（以下、「本会推薦委員会」という。）が地区理事候補者として総会に推薦する者（以下、「地区理事推薦者」という。）の推薦に関する事項

(3) 支部役員を選任に関する事項

(4) 支部推薦委員の選任に関する事項

(5) その他、支部活動に必要な重要事項

2 支部長は、支部集会において次の事項を報告する。

(1) 支部活動報告及び支部決算書（以下、「支部活動報告等」という。）に関する事項

(2) 支部活動計画及び支部予算書（以下、「支部活動計画等」という。）に関する事項

3 第1項の決議は、過半数の賛成をもって行う。

4 支部長は、第1項第2号の規定により推薦された地区理事候補者を本会推薦委員会に報告するものとする。

第5章 支部役員会

(支部役員会)

第13条 支部は、支部運営を円滑に行うため、支部役員会を置く。

(構成)

第14条 支部役員会は、支部役員をもって構成する。

(任務)

第15条 支部役員会は、理事会からの委任を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第5条第2項に定める支部役員の職務に関する事項
- (2) 支部活動計画及び支部予算書案（以下、「支部活動計画等案」という。）に関する事項
- (3) 支部活動報告等に関する事項
- (4) 支部委員会等の設置及び委員の選解任に関する事項
- (5) その他支部活動に必要な事項

2 前項の事項については、その結果を理事会に報告しなければならない。

(開催及び招集)

第16条 支部役員会は、必要に応じて開催し、支部長が招集する。

2 前項において、必要に応じて支部役員以外の会員等を併せて招集することができる。

(定足数及び決議)

第17条 支部役員会は、支部役員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議を行う。

(議長及び議事録)

第18条 支部役員会の議長は、支部長がこれに当たる。

2 支部役員会の議事録については、書面をもって作成し、支部長及び出席者から選出した議事録署名人1名以上が記名押印する。

3 前項の議事録は、支部役員会の日から5年間、支部事務所に備え置く。

第6章 支部委員会

(支部委員会)

第19条 支部は、支部活動を円滑に実施するために、支部役員会の決議により、以下の委員会（以下、「支部委員会等」という。）を設置することができる。

- (1) 支部職能委員会
- (2) 支部教育委員会
- (3) 支部推薦委員会

2 前項のほか、支部の事業を推進するために必要があるときは、支部役員会はその決

議により、特別の委員会（以下、「特別委員会」という）を設置することができる。

（任務等）

第 20 条 前条に掲げる支部委員会等に関する次に掲げる事項は、支部役員会の決議により定めるものとする。

(1) 任務

(2) 委員及び任期

2 前項の定めに関わらず、支部推薦委員会は次に掲げる任務を行う。

(1) 地区理事候補者の推薦

(2) 支部役員の推薦（支部長を除く）

(3) 代議員等候補者の推薦

(4) 支部委員会委員の推薦（支部選挙管理委員会委員を除く）

（支部委員会等の運営）

第 21 条 支部委員会等の委員長は、委員の互選による。

2 支部委員会等の運営に必要な事項は、支部委員会等が定める。

第 7 章 支部の活動

（支部活動計画等案の提出）

第 22 条 支部長は、定められた様式に従い、支部活動計画等案を作成し、支部役員会での決議を経て、理事会に提出しなければならない。

（支部活動報告）

第 23 条 支部長は、定期的に支部活動を理事会に報告するものとする。

2 支部長は、毎年 3 月に当該年度の支部活動を総括し、支部活動報告等を作成し、理事会に提出しなければならない。

第 8 章 代議員及び予備代議員の選挙

（代議員及び予備代議員の選挙）

第 24 条 支部は、定款第 4 章及び定款細則第 5 章に定める代議員及び予備代議員（以下、「代議員等」という。）の選出を行わなければならない。

2 前項の代議員等に選挙される者並びにこれを選挙する者は、毎年 4 月 20 日現在、正会員である者とする。

(支部選挙管理委員会の設置)

第 25 条 支部は、代議員等の選出にあたり、支部選挙管理委員会を設置する。

2 前項の支部選挙管理委員は、支部集会において支部会員の中から議長が指名する。

3 支部長は、支部選挙管理委員を本会事務局に届け出なければならない。

(代議員等の定員)

第 26 条 支部選挙管理委員会は、定款細則第 11 条第 1 項にもとづき設置された選挙管理委員会（以下、「本会選挙管理委員会」という。）から通知された割り当て数の代議員等を選出しなければならない。

(推薦者名簿の提出)

第 27 条 支部推薦委員会は、代議員等の推薦者名簿を本会推薦委員会に公示された立候補及び推薦候補者の届出期間の 1 週間前までに提出しなければならない。

(代議員等候補者の公示)

第 28 条 代議員等候補者の公示は、本会選挙管理委員会が行う。

(選挙)

第 29 条 代議員等の選挙は、定期支部集会で行う。

2 選挙にあたり必要な事項は、公益社団法人山口県看護協会選挙及び選挙管理委員会に関する規程の定めるところに従う。

(代議員等の選出の報告)

第 30 条 支部選挙管理委員会は、選出された代議員等の氏名、勤務先、職種を記した名簿を作成し、7 月末日までに本会選挙管理委員会に提出するものとする。ただし、第 9 条第 1 項のただし書きにより定期支部集会を 7 月を過ぎて開催する場合は、代議員等の選出後すみやかに提出するものとする。

第 9 章 内規

第 31 条 この規程に定めるもののほか、支部の運営に必要な内規は会長が別に定める。

第 9 章 規程の変更等

(変 更)

第 32 条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この一部改正支部運営規程は、平成 25 年 3 月 23 日から施行し、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

1. 改正されたこの規程は、平成 28 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

1. 改正されたこの規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。